

令和2年度 千葉地方最低賃金審議会

第2回千葉県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年8月3日(月) 14:52~16:35		
場 所	千葉労働局1階会議室		
出席状況	公益委員3名	労働者側委員3名	使用者側委員3名
議 題	1. 千葉県最低賃金の金額について 2. その他		
【議事要旨】 1. 労働者側の意見 ① 最低賃金法の3原則を踏まえた審議をしっかりと行う。 ② 社会機能に尽くしてきた労働者の努力に報いるため、最賃の引上げは必要である。 ③ 春闘の結果で、有期短期契約労働者の賃金が7年連続で引き上げられている。この金額が27円強であり、組合組織のない労働者にも波及させるべきである。 ④ 埼玉・東京との地域間格差を少しでも縮める必要がある。中央審議会の、現行水準維持は、イコール0円ではないのではないか。27円を提示するところコロナ禍の状況を踏まえ10円を提示する。 使用者側の意見 コロナ禍によって日本経済は、これまで経験したことがない危機的な状況に直面し、とりわけ中小零細企業は甚大な影響を受け続けている。このような中での最賃引上げは中小零細企業を更なる窮地に追い込むことになる。中央審議会の公益の見解は、引上額目安を示すのは困難であり、現行水準を維持するのが適当とのこと。最低賃金法3要素のうち、とりわけ通常の事業の賃金支払能力は重視すべきであり、事業継続と雇用維持を最優先に、今年度は据置くべき。一方で、地域間格差の拡大は避けることが望ましい。近隣を参考にしながら考える余地はある。 2. 次回専門部会は、8月4日午後3時開始			